



Hokkaido Regional Environment Office  
北海道地方環境事務所

業務概要



# 01

## 管内図・国立公園等位置図

-  北海道地方環境事務所
- 1** 稚内自然保護官事務所
- 2** 羽幌自然保護官事務所
- 3** 大雪山国立公園管理事務所
- 4** 大雪山国立公園管理事務所  
東川管理官事務所
- 5** 大雪山国立公園管理事務所  
上士幌管理官事務所
- 6** 支笏洞爺国立公園管理事務所
- 7** 支笏洞爺国立公園管理事務所  
洞爺湖管理官事務所
- 8** 苫小牧自然保護官事務所
- 9** 帯広自然保護官事務所
- 10** 新ひだか自然保護官事務所
- 11** えりも自然保護官事務所
-  釧路自然環境事務所
- 12** ウトロ自然保護官事務所
- 13** 羅臼自然保護官事務所
- 14** 阿寒摩周国立公園管理事務所
- 15** 阿寒摩周国立公園管理事務所  
阿寒湖管理官事務所
- 16** 釧路湿原自然保護官事務所

 釧路自然環境事務所の管轄  
このエリアでの自然環境や野生生物に関する業務は、釧路自然環境事務所が行っています。





# 02 グリーン社会の実現に向けて(環境)

「地球温暖化」ではなく「地球沸騰化」というワードに象徴されるとおり、これまでの生活が続けられない劇的な環境変化が訪れようとしています。記録的な猛暑や大雨を引き起こす気候変動、大量生産・消費型の経済活動による資源枯渇や環境汚染、自然の恵みが失われる生物多様性の損失等、直面しているこれら環境問題に、私たちは立ち向かっていく必要があります。

脱炭素、資源循環、自然共生等の取組において、2030年に向けた目標が掲げられており、環境省は、その達成のために行政、事業者、国民一人一人のアクションが加速するよう取り組んでいきます。



平成30年7月豪雨により発生した気象災害(浸水、土砂)の現場



不法投棄現場の様子



エゾシカの増加

## 脱炭素 (ゼロカーボン、ネットゼロ)

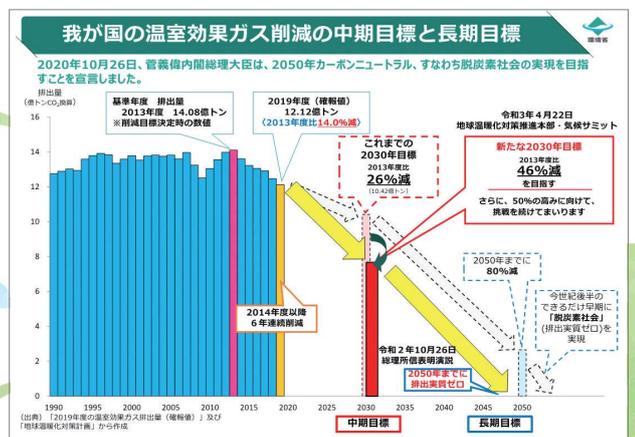
「気候危機」とも言われる気候変動問題への対応は、私たち一人一人、この星に生きるすべての生き物にとって避けることができない喫緊の課題です。わが国においても、平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。このまま地球温暖化が進行すれば、さらに猛暑や豪雨のリスクが高まると予想されており、できるだけ素早く、できるだけ大きく CO2 排出量を減らす取組を加速的に進めることが、世界的に求められています。

わが国は、2020(令和2)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを表明し、その実現に向けて2030年までに温室効果ガスを2013年度から46%削減、さらに50%削減の高みに向けて挑戦し続けていく目標を宣言しました。

この削減目標を達成するため、あらゆるセクターにおいて、カーボンプライシング(排出するCO2に価格をつけ取り扱うこと)、適正な再生可能エネルギーの普及拡大、脱炭素化を促す金融・企業の動きの活性化、グリーンイノベーションの推進等の脱炭素の取組が加速的に進められています。

### 施策例

- ▶ 2025年までに少なくとも全国100か所の脱炭素先行地域を選定する
- ▶ 自家消費型の太陽光発電、省エネ住宅、ゼロカーボン・ドライブなどの重点対策を全国的に実施  
→ 脱炭素のモデル的な取組を全国に展開



# 省の挑戦：2030年ターゲット)

## 総合的に取り組む3つのアプローチ

### 循環経済 (サーキュラーエコノミー)

私たちの暮らしは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の経済・社会様式を見直す3R(リデュース、リユース、リサイクル)の意識が浸透してきたところです。

今後は、天然資源の投入・消費量を抑えながらも経済活動の成長を促す循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を推進していくことが、気候変動対策及び生物多様性の保全と並んで取組を強化すべき分野として位置付けられています。

具体的には、製品のライフサイクルを伸ばす取組への支援や使用後のリサイクルが容易となる環境配慮設計等に対応した製品の利用を推進するなど、新たなビジネスモデル、ライフスタイルを提案していきます。

#### 施策例

- ▶プラスチック資源循環法に基づくプラ資源の回収の促進
- ▶食品廃棄ゼロエリアの創出等を通じた食品ロス削減
- ▶金属リサイクル原料の処理量の倍増



令和4年度版環境白書 28 ページから抜粋

### 自然再興 (ネイチャーポジティブ)

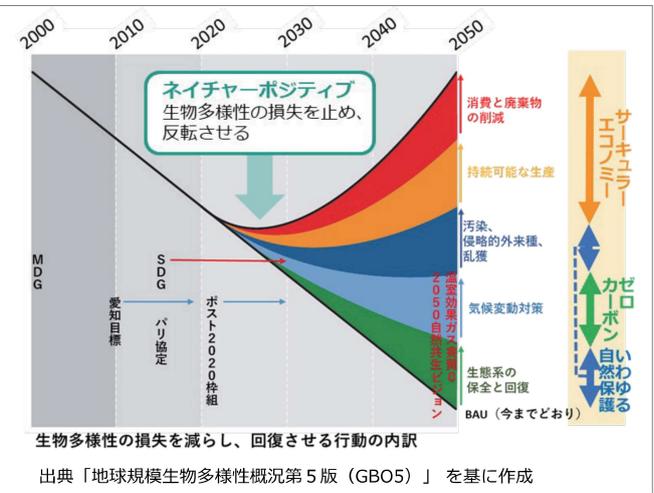
豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人間が生存するために欠かせない安全な水や食料の安定的な供給に寄与するとともに、私たちの暮らしの安心・安全を支え、さらには地域独自の文化を育む基盤として恵みをもたらしている一方で、人間活動によりその生物多様性は悪化し続けています。

こうした状況を踏まえ、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せることを目指す「自然再興(ネイチャーポジティブ)」を掲げた、新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が、生物多様性条約のCOP15(令和4年開催)で定められました。

この実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、国立公園等の保護と利用の好循環や野生生物の適切な保護管理に加えて、生物多様性がビジネスにおいても主流化されるよう、社会構造的な変革に向けた取組の支援等も進めています。

#### 施策例

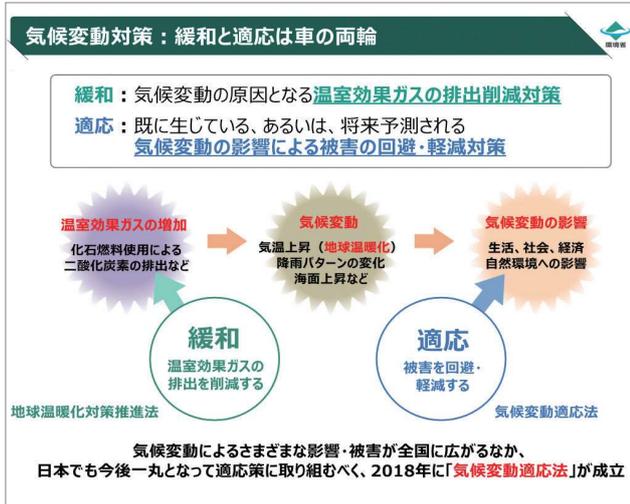
- ▶国立公園や世界遺産等の環境保全
- ▶民間等によって生物多様性が保全されている「自然共生サイト」の認定
- ▶改正外来生物法を踏まえた外来種対策



# 03 脱炭素（ゼロカーボン）等による

## 地球温暖化対策の推進

気候変動対策には、「緩和策」と「適応策」の2つがあります。「緩和策」は温室効果ガスの排出量を抑制する対策で、「適応策」は気候変動により変化した事象に対応する対策です。



### 1) 地域脱炭素（ゼロカーボン、カーボンニュートラル）

北海道は、風力、地熱等再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域であり、この資源を活用しつつ、地域経済の振興、防災力の強化、暮らしの質の向上等を図っていく地域脱炭素を進めています。例えば、地域特性に応じて2030年削減目標を実現するモデルとなる脱炭素先行地域（札幌市、石狩市、苫小牧市、鹿追町、上士幌町、奥尻町）の伴走支援や交付金による財政支援、地方自治体の脱炭素化に役立つ技術を持つ民間企業を結びつけるマッチング会の開催により、地域脱炭素に取り組んでいます。



地域脱炭素マッチング会

### 2) 気候変動適応

国や地域の行政機関等と連携し、北海道内の地方自治体における適応計画の策定や適応策の実施を促す気候変動適応北海道広域協議会を運営しています。



気候変動適応北海道広域協議会



鹿追町のバイオガスプラント

## column 1 G7と環境金融

令和5年4月、札幌市にてG7気候エネルギー環境大臣会合が開催され、グリーントランスフォーメーション（GX）の推進等が議論されました。北海道においてGXを推進するためには、資金運用と環境配慮を指導できる金融機関の関わりが必要です。このG7開催を契機に、北海道において、産官学金が連携し、GX産業とそれを支える環境金融を呼び集める取組が動き始めています。

この環境金融活性化の機運を捉え、株式会社脱炭素化支援機構と連携し道内における脱炭素化投資案件の組成や脱炭素化ビジネス支援、金融機関への脱炭素化の普及を推進する「北海道脱炭素投資支援センター」を設置・運営しています。



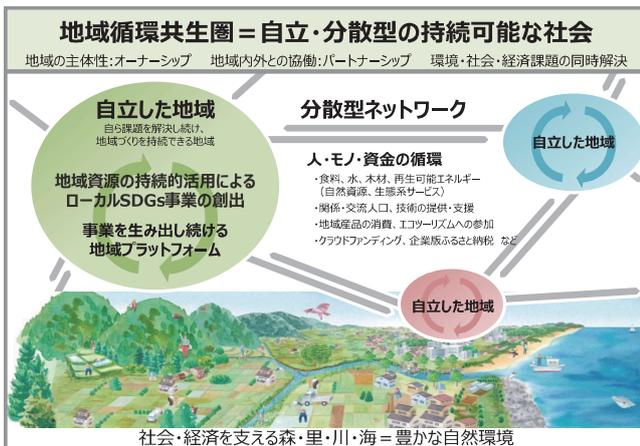
G7環境エネルギー大臣会合



北海道脱炭素投資支援センター

### 地域循環共生圏の実現

地域循環共生圏とは、ローカルSDGsとも呼ばれ、地域資源を活用して環境・社会・経済の総合的向上を実現しつつ、地域同士で支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。この実現のため、地域の意見やアイデアをとりまとめるプラットフォームの構築、地域資源を活用したローカルSDGs事業の創出等、自立した地域づくりを支援しています。



地域循環共生圏のイメージ

北海道美幌町において、地元木材を活用した製炭事業を社会福祉活動に連動させ、雇用を創出しつつ、資源循環及び脱炭素化に取り組んでいます。



導入した製炭装置 (美幌町)

### 環境影響評価の推進

北海道では、土地の広さや風況の良さから、大規模な陸上・洋上風力発電や太陽光発電等、再生可能エネルギー事業の導入が進められています。これらの事業による環境への影響に関して、環境影響評価法に基づく審査が適切に行われるよう、各方面と協力して環境情報の収集・整理を行っています。



近年増えつつある風力発電事業

### 地域の環境保全活動や環境教育の促進

持続可能な開発目標 (SDGs) と持続可能な開発のための教育 (ESD) を踏まえ、地域の環境保全活動と環境教育を促しています。

#### ■ 北海道環境パートナーシップオフィス (EPO北海道)

NGO、NPO、企業、行政、学校、専門家等と協働し、「環境保全」を軸に、社会の課題解決に向けたパートナーシップの形成、セミナーやフォーラム等の開催に取り組んでいます。

EPO 北海道 : <https://epohok.jp>



#### ■ 北海道地方ESD活動支援センター

ESD を推進する全国ネットワークの地方センターとして、ESD に関する情報収集・発信、相談対応やワークショップ等の開催を行っています。また、北海道内の地域ESD拠点と連携し、各地域でESDに取り組むステークホルダーの活動を支援しています。

北海道地方ESD活動支援センター : <https://hokkaido.esdcenter.jp>



### column 2 デコ活

2050年カーボンニュートラル及び2030年CO2排出量46%削減目標の実現に向け、国民・消費者の行動変容を促し、ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを引き起こす新たな国民運動「デコ活」に取り組んでいます。北海道においては、各種説明会での発信や地域の環境イベントでの展示等を行って、多様な主体による「デコ活」を展開していきます。



デコ活アクション まずはここから

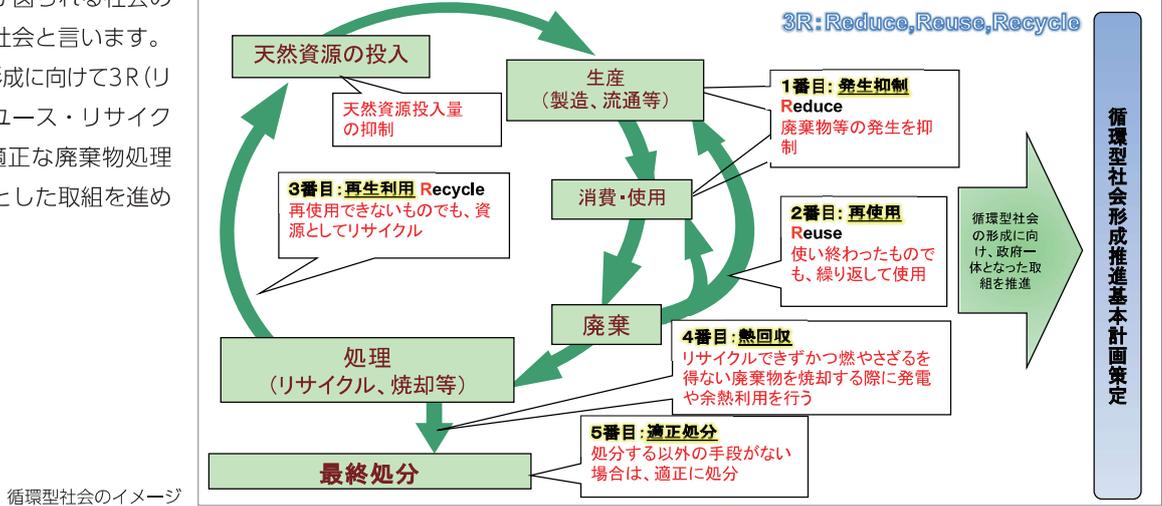
- ① 電気も省エネ 断熱住宅
- ② こだわる楽しさ エコグッズ
- ③ 感謝の心 食べ残しゼロ
- ④ つながるオフィス テレワーク

# 04 循環経済(サーキュラーエコノミー)

## 循環型社会の形成

天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減が図られる社会のことを循環型社会と言います。その社会の形成に向けて3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進、適正な廃棄物処理の推進を中心とした取組を進めています。

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会【循環型社会形成推進基本法 第二条】



## 各リサイクル法の取組

北海道では、地域の関係機関と連携協力し、3Rの推進をはじめ、廃棄物の適正処理や不法投棄防止等の取組を展開しています。例えば、地方自治体の支援や関係事業者からの相談受付の他、各リサイクル法に基づく事業者への立入検査等の業務を実施しています。



自動車解体業者への立入検査

## 不法投棄対策の取組

不法投棄対策においては、地方自治体の廃棄物担当者を対象にした不法投棄等対策セミナーの開催、不法投棄現場の地方自治体検査の立会い等、関係機関と連携して取り組んでいます。



ごみゼロの日(5月30日)での街頭啓発

column 3

## フードドライブの取組

持続可能な形で資源を利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)の取組の一環として、官庁が率先し食品ロスの削減に取り組みました。札幌第一合同庁舎の各行政機関から家庭等で余っている食品を持ち寄り、北海道フードバンクネットワークに寄付しました(官庁フードドライブ)。



持ち寄った食品の寄付

column 4

## プラスチック再資源化の取組

「プラスチック資源循環法」が令和4年4月に施行され、プラスチック製品の設計から廃棄物処理までの工程において使用されたプラスチックを再資源化する取組も始まっています。

北海道においては、ナイロン繊維製の使用済み漁網について、先進的な技術を用いて、付加価値の高い再生原料にリサイクルする取組も始まっています。



再生されたナイロンペレット  
(株) 鈴木商会苫小牧プラ・ファクトリー



原料として再生される漁網  
(株) 鈴木商会苫小牧プラ・ファクトリー

### 廃棄物等の輸出入管理

パーゼル法及び廃棄物処理法の規制内容等について、輸出入事業者等へ周知するとともに、有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談を受け付け、適正な扱い方を助言しています。さらに、廃棄物等の輸出入貨物に疑問が生じた場合は、税関が行う貨物検査に立ち会い、不適正な処理について指導を行っています。

パーゼル法により規制対象とされるプラスチックの廃棄物が除去されていないハーネス(電気配線部品)



### PCB廃棄物の処理

PCB(ポリ塩化ビフェニル)はトランスやコンデンサー、安定器などの電気機器をはじめ、幅広い用途に使用されてきましたが、残留性、生物蓄積性、毒性が高いこと等により、1972年以降、製造・使用が禁止され、令和9(2027)年3月末までにPCB廃棄物を処理しなくてはなりません。北海道においては、高濃度PCB廃棄物の処理施設が室蘭市に設置され、事業終了準備期間の現在も処理を続けています。また、低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定施設が全国に設置されており、処分期限までに処理されるよう取り組まれています。

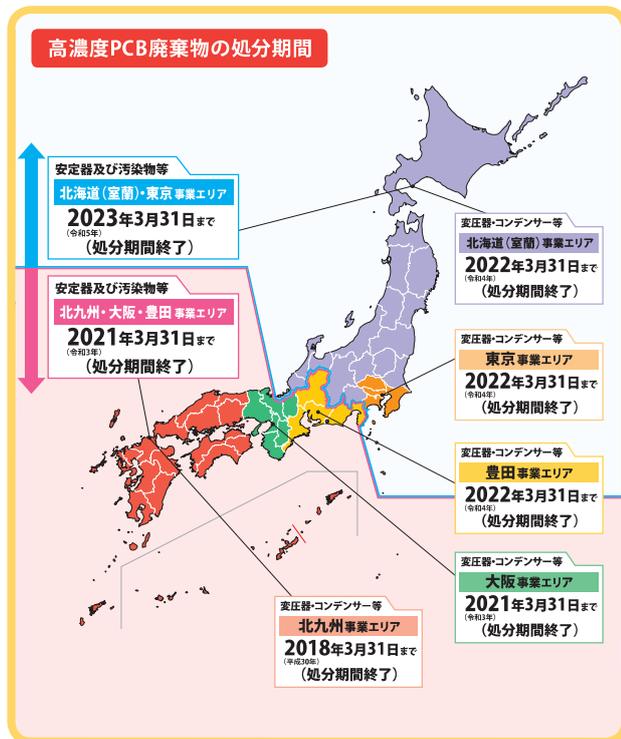
PCB廃棄物の処理については、関係機関と連携し、同廃棄物を保管している事業者へ指導等を行い、適正な処理を推進しています。

### 災害廃棄物の処理等の支援

平成30年に発生した北海道胆振東部地震の時には、約7.4万トン(サッカー場に敷き詰めると高さ10~20m)の災害廃棄物が発生しました。被災地の復旧・復興が早期に進むよう、災害廃棄物の仮置場の設置、災害廃棄物処理に係る補助金の活用等により、被災自治体を支援しました。

平時においても、地方自治体で構成される大規模災害時廃棄物対策協議会の開催運営、自治体が定める災害廃棄物処理計画の策定支援、自治体担当者向け研修会の開催等、発災時に自治体が迅速に対応できる体制づくりに積極的に取り組んでいます。

また、北海道外で大規模な災害が発生した場合であっても、担当職員を応援派遣し、被災地域の支援も行います。



高濃度及び低濃度PCB廃棄物の処分期限  
 ※高濃度PCB廃棄物の処分期間は既に終了。低濃度PCB廃棄物(例:変圧器、コンデンサー等のPCB濃度0.5mg/kg超5,000mg/kg以下のもの)の処分期限は令和9(2027)年3月末日まで。



被災地における災害支援の様子

# 05 自然再興(ネイチャーポジティブ)

## 国立公園

国立公園は、日本を代表するすばらしい自然風景が広がる地域として、自然公園法に基づき全国で35カ所、道内で7カ所指定されています。国立公園の中では、自然風景を損なうことなく、自然の中で充実した時間を過ごしていただけるよう、様々な事業や取組をしています。

National  
Parks  
of Japan



### ■ 自然風景の保護管理

国立公園内で建物の建設や樹木の伐採等の行為を行うときには許可等が必要です。

当所では、これらの許可申請の審査を行っています。また、清掃活動や外来種の駆除、植生の復元や利用状況調査等、自然環境の保全や公園の適正利用のための取組も行っています。



ボランティアによる清掃活動

### ■ 現地の管理体制

国立公園管理事務所や自然保護官事務所にレンジャー(国立公園管理官・自然保護官)やアクティブ・レンジャー(自然保護官補佐)が配置され、地域の行政や企業、NPO、ボランティア等の協力を得ながら、現地管理を行っています。

## 自然環境保全地域

自然環境保全法に基づき、原生の自然状態が保たれている地域を後世に残すことを目的として、原生自然環境保全地域等を指定しています。道内には3カ所の指定地域があり、自然生態系に影響を与える開発行為が禁止されています。



大平山自然環境保全地域に生育するオオヒラウスユキソウ

## column 5 国立公園満喫プロジェクト

環境省では、国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化を図る、「国立公園満喫プロジェクト」を展開しています。支笏洞爺国立公園では、プロジェクトの一環としてアクティビティをはじめとした自然体験活動の充実、サステナブルツーリズムの実現、多様な滞在スタイルの推進、ビジターセンター等各種施設における多言語化等の取組を実施しています。



展示解説の多言語化  
(支笏湖ビジターセンター)

## 利用環境の整備

国立公園は、豊かな自然にふれることができる場所として、国内外からの観光客が訪れる観光拠点にもなっています。来訪者の方々に充実した体験を提供できるよう、ビジターセンターや園地、野営場等の利用施設を整備し、自然情報の提供や自然観察会等のイベントを開催しています。



支笏湖ビジターセンター



羊蹄山の夜の昆虫観察会

北海道の国立公園では、積雪寒冷地の施設として利用者が快適かつ安全に利用できるだけでなく、凍上対策や断熱性能の向上、暖房設備の高効率化などが求められています。

施設の日常的な維持管理のほか、老朽化した施設の改修、時代のニーズに合わせた更新等の再整備を進めています。



サロベツ湿原の木道

## 自然再生事業

自然再生推進法に基づき、過去に失われた自然環境を再生する取組を進めています。北海道北部のサロベツ原野においては、かつての農地開発により乾燥化した湿原を再生するための事業を実施しています。



2004



2017

排水路の埋め戻しにより再生した沼

## column 6 30 by 30

2030年までに世界全体の陸域の30%と海域の30%を保全することを目指す「30 by 30目標」が、生物多様性条約に基づく「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」に盛り込まれました。我が国では、30 by 30目標を達成するためのロードマップを策定し、国立公園等の保全地域の拡張だけでなく、企業林や里地里山といった民間や自治体での保全の取組の認定を進めており、着実に生物多様性の保全の輪を広げています。



## 野生鳥獣の保護管理

野生の鳥類と哺乳類の保護管理を推進するため、捕獲規制や国指定鳥獣保護区の指定・管理、ラムサール条約湿地の保全、高病原性鳥インフルエンザをはじめとする感染症対策等を行っています。

### ■ 国指定鳥獣保護区の指定・管理

鳥獣保護管理法に基づき、渡り鳥の集団渡来地や希少鳥獣の生息地等の重要な場所を国指定鳥獣保護区に指定して管理を行っています。また、鳥獣保護区のうち特に重要な地域を特別保護地区に指定し、一定の開発行為を規制しています。各鳥獣保護区には管理員を配置し、パトロールや鳥獣の生息調査等を進めています。



国指定鳥獣保護区での調査

### ■ 拠点施設の整備・運営

国指定鳥獣保護区の実施計画に基づき、管理拠点として施設を整備し、来訪者への自然情報の提供、観察会の開催、調査研究等の活動を関係行政機関や地域の団体と協働で実施しています。



ヒグマについての情報提供(ヒグマ情報センター)



海鳥についての展示(北海道海鳥センター)

### ■ 高病原性鳥インフルエンザへの対応

高病原性鳥インフルエンザは、ニワトリ等の家畜に感染すると甚大な影響を及ぼします。ウイルスは渡り鳥によって近隣諸国から持ち込まれる可能性があるため、野鳥における感染状況の把握に努めています。

### ■ 傷病鳥獣の保護

希少な野鳥等について、ケガや病気で保護が必要な個体が発見された場合には、野生鳥獣保護センター等へ搬送して治療やリハビリを行い、回復した個体は自然に帰しています。



治療・リハビリが完了したクマタカの放鳥の様子

## 希少種の保護

種の保存法に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物種の保護のため捕獲等を規制しています。また、特に保護を図る必要がある種については保護増殖事業計画を策定しており、当所ではシマフクロウ、タンチョウ、オオワシ、オジロワシ、ウミガラス、レブンアツモリソウについて、生育・生息環境の改善やモニタリング等の保護増殖事業を行っています。



〈シマフクロウ〉  
足環の装着や巣箱の設置、給餌等を行っています。



〈タンチョウ〉  
生息地の分散に向けて、生息状況調査や普及啓発等を行っています。



〈オオワシ・オジロワシ〉  
生息状況のモニタリングや事故対策等を行っています。



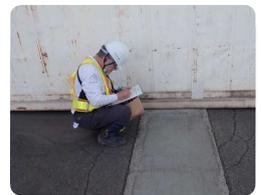
〈ウミガラス〉  
音声装置や模型(デコイ)による繁殖地への誘引等を行っています。



〈レブンアツモリソウ〉  
パトロールや生育環境改善のための刈払い等を行っています。

## 外来種対策

外来種のうち、特に生態系等への被害が心配される生物は、外来生物法に基づき特定外来生物に指定され、飼育や栽培、野外に放つこと等が禁止されるほか、防除活動が推進されます。飼養等の許可申請の審査や防除活動の認定等の業務を行っているほか、ヒアリ類の侵入状況調査、専門家派遣事業、関係機関との連絡調整、国立公園等の生物多様性の保全上重要な地域での防除事業を行っています。



ヒアリ類侵入状況調査

column  
7

## アザラシとの共存を目指して

えりも地域に定住しているゼニガタアザラシは、過去に個体数が大きく減少しましたが、長年の保護の努力により、現在は個体数が回復しています。その一方で、サケ定置網を中心に漁業被害が深刻化しています。漁業関係者をはじめ地域と協力し、漁網内へのアザラシの進入を防ぐ網の開発や個体群の管理、モニタリング等、アザラシと地域社会との将来にわたる共存を目指した取組を行っています。



えりも地域のゼニガタアザラシ

# 06 北海道の自然と生物多様性

北海道は、面積の約7割が森林に覆われ、各地に原生的な自然が残されています。冷涼な北海道の気候と、本州と隔離された地形条件が、本州以南とは異なる特徴的な自然風景や様々な生き物の生育・生息場所を作り上げています。

北海道には7つの国立公園があります。火山活動によって作られた多様な地形、広大な土地に発達した大規模な湿原、山岳地帯の裾野に広がる針広混交林等、北海道らしい自然景観がダイナミックに広がります。これらの雄大な自然に魅せられ、国立公園には多くの方々が訪れますが、その目的は、観光や自然観察、登山、スキー、キャンプ等、多様です。近年では、外国人の来訪者も増えています。



裾合平の紅葉〈大雪山国立公園〉



礼文島から望む利尻山〈利尻礼文サロベツ国立公園〉



ゼニガタアザラシが生息する襟裳岬周辺〈日高山脈襟裳十勝国立公園〉



恵庭岳をバックに支笏湖でカヌー体験〈支笏洞爺国立公園〉

column  
8

## アイヌ語由来の地名と国立公園

北海道の地名は、先住民族アイヌの言葉を由来としたものが多く見られます。例えば、「利尻礼文サロベツ国立公園」の「利尻」は「リィ・シリ(高い島)」が、「サロベツ」は「サル・オ・ベツ(ヨシ原にある川)」が語源です。アイヌ語の地名には、地形や自然景観が端的に示されており、国立公園内の地名と実際の風景を見比べると、アイヌが先住していた時代から現代に至るまで、変わらぬ姿で自然景観が維持されてきたことがわかります。国立公園は、北海道の自然を未来に引き継いでいきます。



サロベツの砂丘林と利尻山〈利尻礼文サロベツ国立公園〉

北海道は、野生生物の宝庫でもあります。本州と北海道の間には、「ブラキストン線」と呼ばれる動物の分布境界があり、生息する種も本州以南とは大きく異なります。野生生物は人々の身近に存在し、市街地周辺でもキタキツネやエゾリスといった生物が見られます。また、ヒグマやエゾシカ、オオワシ等、本州以南と比べて大型の種が多いことも特徴です。

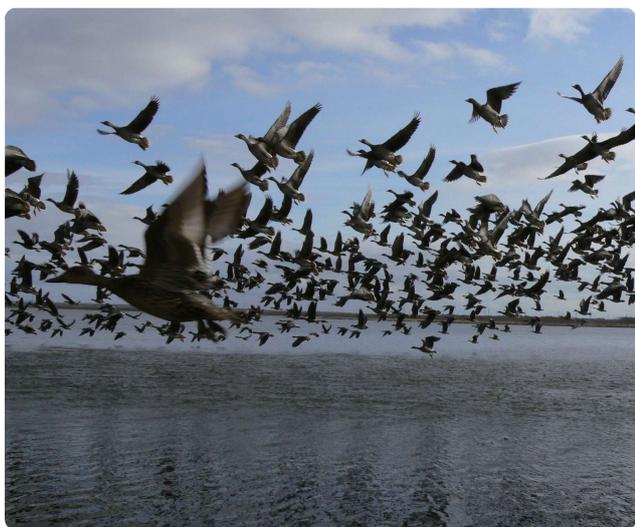
春と秋には、各地の湖沼が多くの水鳥で賑わいます。渡りの中継地等、野生鳥獣の生息地として重要な場所は、鳥獣保護区や国際条約で保護されています。シマフクロウやタンチョウ等、国内では北海道にしか生息しない希少種も多く、様々な保護の取組が行われています。

一方で、野生生物による生態系への影響や人との軋轢が生じています。例えば、高密度に生息するエゾシカによる自然植生への影響や農林業被害が深刻化しているほか、ヒグマによる人身被害も発生しています。また、アライグマやウチダザリガニのように、もともと北海道には生息していなかった外来種が野生化し、生態系や人々の暮らし、営みに悪影響を及ぼしています。



シマフクロウは日本では北海道のみに100つがいほどが生息

シマフクロウの幼鳥



ウトナイ湖から飛び立つマガンの群れ〈国指定ウトナイ湖鳥獣保護区〉



エゾナキウサギ〈大雪山国立公園〉



ウチダザリガニ（特定外来生物）



アライグマ（特定外来生物）

column  
9

## アクティブ・レンジャー日記

アクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）とは、自然保護官の補佐役として、国立公園等のパトロール、調査、利用者指導、自然解説等の業務を担う環境省の職員です。アクティブ・レンジャー日記は、国立公園の状況やアクティブ・レンジャーが日々の業務から感じたこと、考えたこと等をお伝えるブログです。ぜひご覧ください！

<https://hokkaido.env.go.jp/blog/>



来訪者への自然解説〈国指定ウトナイ湖鳥獣保護区〉

# 07 北海道の国立公園・国指定鳥獣保

## 国立公園

国立公園は、日本を代表する自然の風景地として自然公園法に基づいて国が指定するもので、優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の推進に取り組んでいます。北海道では、7カ所が指定されています。

### 利尻礼文サロベツ国立公園

利尻山が生み出す多彩な景観、花咲き誇る最北の公園

北辺の島と原野 華麗な花園と豊かな海

日本最北の国立公園。利尻山では洋上の独立峰ならではのダイナミックな登山が楽しめます。礼文島の美しいお花畑でのトレッキング、湿原植物が豊かなサロベツ湿原での散策のほか、見どころを巡る周遊観光も人気です。



### 知床国立公園

流水がつなぐ豊かな生態系、火山が生んだ山々と海岸断崖が織りなす雄大な景観

火山活動や流水等によって形成された険しく雄大な景観と、多様な生態系が特徴です。知床五湖での自然散策や観光船による遊覧等のほか、登山やシーカヤック等の利用も人気があり、冬には流水ウオーク等のアクティビティも楽しめます。



### 大雪山国立公園

北海道の真ん中に広がる大屋根

カムイミントラ 神々の遊ぶ庭

北海道の最高峰である「旭岳」をはじめとした広大な火山群から成り、大樹海や柱状節理の深い峡谷が見る者を圧倒します。大規模な高山植物群落を有し、多くの登山者を魅了します。山麓では豊富な温泉が湧出し、絶好の観光拠点にもなっています。



### 阿寒摩周国立公園

日本最大のカルデラ地形、火山・森・湖が織りなす広大な景観

雌阿寒岳をはじめとする多くの火山が存在し、深い森に囲まれ、マリモが生育する阿寒湖のほか、世界有数の透明度を誇る摩周湖、周囲に強酸性の温泉群のある屈斜路湖等の湖沼の美しい景色が特徴です。自然散策や登山のほか、遊覧船による湖上周遊、冬にはスキー等も楽しめます。



### 支笏洞爺国立公園

生きている火山と静まる蒼い湖

火山活動の博物館

カルデラ湖や様々な種類の火山地形が見られます。火山活動の恵恩として、温泉観光地が賑わいを見せ、湖と森と火山の織りなす景観美が人々の心を和ませます。札幌市中心部や新千歳空港からアクセスしやすく、バードウォッチングやトレッキング、カヌーやレイクダイビング等、様々なアクティビティが楽しめます。



### 釧路湿原国立公園

日本最大の湿原と壮大な蛇行河川、それを育む森

釧路湿原の周辺には多くの展望台から、広大な湿原とともに、蛇行する釧路川や湖沼を見ることができます。タンチョウの繁殖地でもあり、湿原内でその姿を観察することも出来ます。また、湿原内の湖沼や釧路川でカヌーを楽しむこともできます。



### 日高山脈襟裳十勝国立公園

日本最大の陸域面積を誇る新たな国立公園

山岳から海まで連なる雄大な景観

プレートの衝突によって形成された非火山性連峰を基盤として、原生的な自然生態系が広がります。核心部では登山の難易度が高い一方で、山麓部では日高山脈の雄大な風景や自然探勝が楽しめます。



# 護区・ラムサール条約湿地

## 国指定鳥獣保護区

国際的または全国的に重要な鳥獣の生息地を鳥獣保護管理法に基づき国指定鳥獣保護区に指定して、巡視や生息状況調査等を行っています。北海道では 14 カ所を指定しています。

名称	所在地	指定区分
大雪山	上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、富良野市、南富良野町、新得町、上士幌町	大規模生息地
浜頓別クッチャロ湖	浜頓別町	集団渡来地
サロベツ	豊富町、幌延町	集団渡来地
濤沸湖	網走市、小清水町	集団渡来地
野付半島・野付湾	別海町、標津町	集団渡来地
風蓮湖	根室市、別海町	集団渡来地
厚岸・別寒辺牛・霧多布	厚岸町、浜中町	集団渡来地
宮島沼	美瑛市	集団渡来地
ウトナイ湖	苫小牧市	集団渡来地
天売島	羽幌町	集団繁殖地
ユルリ・モユルリ	根室市	集団繁殖地
大黒島	厚岸町	集団繁殖地
知床	斜里町、羅臼町	希少鳥獣生息地
釧路湿原	釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村	希少鳥獣生息地

## ラムサール条約湿地

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）に基づき、国際的な基準に適合した湿地を登録しています。北海道では 1980 年に釧路湿原が我が国で初めて登録されました。現在、13 カ所が登録され、湿地の保全や環境に配慮した利活用、学習・交流等の活動が行われています。

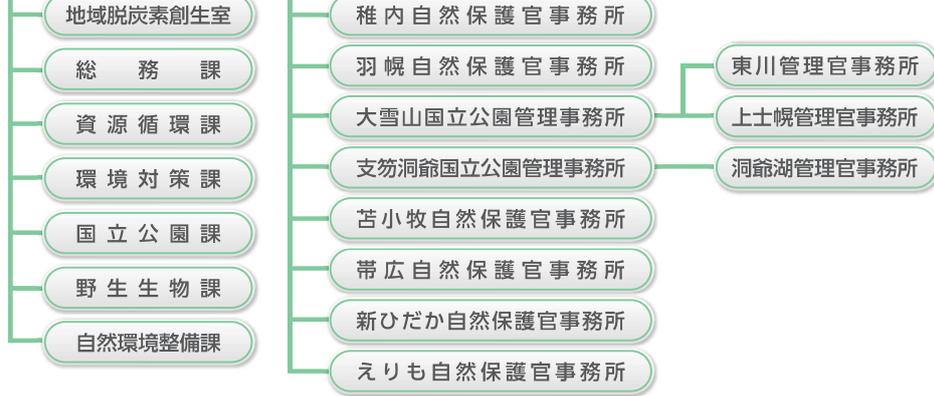
名称	所在地	湿地の特徴
クッチャロ湖	浜頓別町	大規模ガンカモ渡来地
サロベツ原野	豊富町、幌延町	高層・中層・低層湿原、オオヒシクイ、コハクチョウ渡来地
濤沸湖	網走市、小清水町	低層湿原、湖沼、大規模オオハクチョウ・ヒシクイ等渡来地
雨竜沼湿原	雨竜町	高層湿原
野付半島・野付湾	別海町、標津町	塩性湿地、低層湿原、藻場、大規模コクガン・ホオジロガモ等渡来地
阿寒湖	釧路市	淡水湖、マリモ生育地
宮島沼	美瑛市	大規模マガン渡来地
風蓮湖・春国岱	根室市、別海町	汽水湖、低層湿原、藻場、タンチョウ繁殖地、大規模キアシシギ・オオハクチョウ等渡来地
釧路湿原	釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村	低層湿原、タンチョウ生息地
霧多布湿原	浜中町	高層湿原、タンチョウ繁殖地
厚岸湖・別寒辺牛湿原	厚岸町	低層湿原、高層湿原、大規模オオハクチョウ・ガンカモ渡来地、タンチョウ繁殖地
ウトナイ湖	苫小牧市	大規模ガンカモ渡来地
大沼	七飯町	淡水湖、堰止湖群

# 組織図

## 北海道地方環境事務所

## 釧路自然環境事務所

## 自然保護官事務所等(5)



事務所	住所等	TEL
北海道地方環境事務所	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階 URL <a href="https://hokkaido.env.go.jp">https://hokkaido.env.go.jp</a> E-mail REO-HOKKAIDO@env.go.jp	TEL 011-299-1950
釧路自然環境事務所	〒085-8639 北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4階 URL <a href="https://hokkaido.env.go.jp/kushiro/">https://hokkaido.env.go.jp/kushiro/</a> E-mail NCO-KUSHIRO@env.go.jp	TEL 0154-32-7500
稚内自然保護官事務所	〒097-8527 北海道稚内市末広5-6-1 稚内地方合同庁舎3階	TEL 0162-33-1100
羽幌自然保護官事務所	〒078-4116 北海道苫前郡羽幌町北6条1丁目 北海道海鳥センター内	TEL 0164-69-1101
大雪山国立公園管理事務所	〒078-1741 北海道上川郡上川町中央町603番地	TEL 01658-2-2574
大雪山国立公園管理事務所 東川管理官事務所	〒071-1423 北海道上川郡東川町東町1-13-15	TEL 0166-82-2527
大雪山国立公園管理事務所 上士幌管理官事務所	〒080-1408 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線235-33	TEL 01564-2-3337
支笏洞爺国立公園管理事務所	〒066-0281 北海道千歳市支笏湖温泉	TEL 0123-25-2350
支笏洞爺国立公園管理事務所 洞爺湖管理官事務所	〒049-5721 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142-5 洞爺湖ビジターセンター2階	TEL 0142-73-2600
苫小牧自然保護官事務所	〒059-1365 北海道苫小牧市植苗156-26	TEL 0144-58-2271
帯広自然保護官事務所	〒080-0047 北海道帯広市西17条北3丁目13-12	TEL 0155-34-5500
新ひだか自然保護官事務所	〒056-0016 北海道日高郡新ひだか町静内本町5丁目1-21	TEL 0146-49-2172
えりも自然保護官事務所	〒058-0203 北海道幌泉郡えりも町新浜61-15	TEL 01466-2-2204

施設名	住所	TEL
北海道脱炭素投資支援センター	北海道地方環境事務所内	011-299-5212
北海道環境パートナーシップオフィス	〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地大五ビル7階	011-596-0921
サロベツ湿原センター	〒098-4100 天塩郡豊富町上サロベツ8662	0162-82-3232
幌延ビジターセンター(冬期休館)	〒098-3228 天塩郡幌延町字下沼	01632-5-2077
浜頓別クッチャロ湖水鳥観察館	〒098-5739 枝幸郡浜頓別町クッチャロ湖畔	01634-2-2534
層雲峡ビジターセンター	〒078-1701 上川郡上川町層雲峡	01658-9-4400
旭岳ビジターセンター	〒071-1472 上川郡東川町旭岳温泉	0166-97-2153
ヒグマ情報センター(冬期休館)	〒078-1701 上川郡上川町層雲峡(高原温泉)	—
ひがし大雪自然館(ぬかびら源泉郷ビジターセンター)	〒080-1403 河東郡上士幌町ぬかびら源泉郷48-2	01564-4-2323
北海道海鳥センター	〒078-4116 苫前郡羽幌町北6条1丁目	0164-69-2080
支笏湖ビジターセンター	〒066-0281 千歳市支笏湖温泉	0123-25-2404
洞爺湖ビジターセンター・火山科学館	〒049-5721 虻田郡洞爺湖町字洞爺湖温泉町142番地5	0142-75-2555
洞爺財田自然体験ハウス	〒049-5821 虻田郡洞爺湖町財田2-2	0142-82-5999
ウトナイ湖野生鳥獣保護センター	〒059-1365 苫小牧市植苗156-26	0144-58-2231
宮島沼水鳥・湿地センター	〒072-0057 美唄市美唄町大曲3区	0126-66-5066